



煤ヶ谷駐在所だより

令和7年9月
厚木警察署
煤ヶ谷駐在所
平山
046-223-0110

秋の全国交通安全運動の実施「高齢者 模範を示そう 交通マナー」

◎ 期間 9月21日(日)から9月30日(火)までの10日間

◎ 運動の重点

1 歩行者の安全な道路横断方法等の実践と反射材用目立つ色の衣服の着用促進
横断歩道を渡る際は、左右を確認し、手を挙げるなど車両に明確に意思を伝えましょう。

運転される方は、横断歩道手前で減速し、歩行者がいいるか確認しましょう。

歩行者も「信号を守る」、「横断歩道を渡る」、「斜め横断しない」等の交通ルールを守り、正しく安全な道路の横断を実践しましょう。

2 ながらスマホや飲酒運転の根絶と夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進

運転中に通話や操作等のながらスマホによる事故が増加傾向にあります。一瞬の油断が悲惨な交通事故をまねいてしまうので、携帯電話等を使用する際は、安全な場所に停車してからにしましょう。

暗くなる前にライトを点灯、ハイビームを活用し、危険の早期発見に努めましょう。

車で仲間と飲食店に行く際は、飲まない人(ハンドルキーパー)を決め、ハンドルキーパーが仲間を送り届けましょう。

自転車でも酒気帯び運転が処罰されます。お酒を飲んで自転車を運転しない、お酒を提供しないようにしましょう。

3 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用とルール遵守の徹底

「自転車も乗れば車の仲間入り」です。信号を守る、スマホの使用禁止等車と同様に交通ルールを守りましょう。

4 二輪車の交通事故防止

二輪車の事故の多くは速度の出しすぎによる単独事故です。制限速度を守り、余裕を持った運転を心がけましょう。

◎ 特に飲酒運転については、「酒気帯び運転」であれば、3年以下の懲役または、50万円以下の罰金、過去3年間に他の違反があれば免許取り消し、「酒酔い運転」であれば、5年以下の懲役または100万円以下の罰金及び、一発で免許取り消しになります。

また、飲酒した状態で事故を起こした場合、逮捕され、より重大な処罰が下されます。

車の運転は、必要不可欠だと思いますので、絶対に飲酒運転はしない、させないようにしましょう。



清川村の事件・事故

(7/21 ~ 8/20)

- 人身事故 6件
土山峠2件、別所、新屋敷、
宮ヶ瀬北原～札掛間道路2件
- 物件事故 6件
土山峠、下舟沢、北岸道路
宮ヶ瀬北原～札掛間道路3件
- 火災 1件
唐沢キャンプ場

